

標 題：

内航有害液体物質ばら積貨物船への
バルクケミカルコード適用について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 1 3 0

Date : 平成 6 年 2 月 1 6 日

関係船主 各位

拝啓。貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、既にご承知のことと存じますが、1983年 6月30日以前に建造された総トン数1600トン未満の内航有害液体物質ばら積貨物船であって、バルクケミカルコードの適用を猶予されている船舶は、1994年 6月30日までにこの要件に適合させる必要があります。

猶予期限までにはいま暫くの期間がありますが、コードに適合させるためには、改造工事等が必要となることが予想されますので、該当する船舶がございましたら、前広に準備されますようお願い申し上げます。

なお、有害液体物質を運送する内航液化ガスばら積船の場合には、一般に、IMO ガスコードまたは既存船ガスコードに適合することが必要となります。

本件に関し、ご不明な点等ございましたら、本会検査技術部または船体部までお問い合わせください。

敬具